

## 城陽市の農業のあり方（骨子案）について

### 1. はじめに

本市の人口は平成7年以降、減少が続いている中、高齢化率も34.0%と府南部の市において最も高い状態となっている。この状況は農業にも当てはまり、農業の将来の担い手を確保し、魅力ある安定した農業経営を行う取組が急務となっている。

また、ウィズコロナ・ポストコロナ時代等、社会・経済情勢の変化への対応が求められている。

一方で、新名神高速道路の開通等、本市のまちづくりが大きな変遷を迎え、交流人口の増加等により農産物の販路開拓が期待できる状況にある。

市では、令和4年6月から地域の農業者との意見交換を行い、これら意見を踏まえた市としての農業の方針を示す必要がある。

以上のことから、第4次城陽市総合計画後期基本計画に基づき、持続可能な農業振興を図ることを目的に城陽の農業の今後の指針となる「城陽市の農業のあり方」の作成に取り組むもの。

### 2. スケジュール（案）

令和4年8月22日	城陽市農業振興協議会協議
令和4年9月15日	常任委員会報告（スケジュール・骨子案）
令和4年10月～11月	農業関係者協議
令和4年12月	常任委員会報告（原案）
令和5年1月～2月	農業関係者協議
令和5年3月	常任委員会報告（計画案）
令和5年3月	城陽市農業振興協議会（諮問・答申）
令和5年3月	完成

### 3. 作成に向けた取組

城陽市の農業のあり方の作成にあたっては、農業関係者で構成するワーキンググループを設置し、そこで頂いた意見等を踏まえた内容を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する、城陽市農業振興協議会に諮問し、答申を頂く予定としている。

4. 城陽市農業振興協議会 委員名簿

役 職	名 前	所 属
会長	谷 則男	城陽市農業委員会会長
職務代理者	森田 重俊	内川土地改良区理事長
	新井 源吾	城陽市農業委員会委員
	狩野 雅史	城陽市農業委員会委員
	木村 正樹	城陽市農業委員会委員
	森澤 明	城陽市農業委員会委員
	稲田 正文	農地利用最適化推進委員
	池野 元紀	京都やましる農業協同組合 青壮年部城陽市支部長
	緒方 喜代治	農家組合長代表
	岡本 三枝子	京都やましる農業協同組合 女性部城陽支部長
	北尾 友亜規	京都やましる農業協同組合 城陽支店長
	北村 治	京都やましる農業協同組合 城陽支店次長兼営農経済課長
	十川 茂一	京都やましる農業協同組合理事
	久保 隆司	南部土地改良区理事長
	古川 與志次	城陽市青谷土地改良区理事長
	中村 貴子	京都府立大学生命環境学部 農学生命科学科 准教授
	堀士 弘	京都府山城北農業改良普及センター 副主査
	岡井 雄次	指導農業士
	木村 有美子	指導農業士
	古川 真章	青年農業士
	森本 都士男	城陽市まちづくり活性部 参事

## 5. 骨子案

### (1) 背景と目的

本市の人口や農業者の状況、社会経済情勢の変化や本市のまちづくりの大きな変遷を踏まえ「城陽市の農業のあり方」の作成に取り組むもの

### (2) 城陽市の農業の現状について

農業経営体数、年齢階層別経営者数、耕地面積規模別経営体数、農産物販売金額規模別経営体数、農産物産出額、経営耕地面積、耕作放棄地の状況

### (3) 城陽市の農業の課題について

#### ①社会経済状況への対応と特産物の振興

本市を取り巻く環境を踏まえた特産物の振興の課題

#### ②多様な担い手の確保

本市の農業者の状況を踏まえた次世代の担い手の確保に係る課題

#### ③農業しやすい環境への対応

安定した農業経営や耕作放棄地への対策として、農業しやすい環境の構築に係る課題

### (4) 城陽市の農業のあり方について

#### ①基本方針

##### i) 農業者の安定した農業経営、所得向上に向けた施策の展開

本市を取り巻く環境を踏まえ、特産物の振興に向けた方策

##### ii) 多様な担い手の参画による農地の保全

次の世代が担う農地の保全のための方策

##### iii) 農業しやすい環境づくりによる持続可能な農業の展開

持続可能な農業を展開するための適切な規模の農地や、農業しやすい環境づくりについての方策

#### ②主な作物の振興方策

てん茶、梅、イチジク、寺田イモ、花き、水稻・その他の作物の振興のための方策

### (5) 地区別の課題と取組

久津川地区、寺田地区、富野地区、青谷地区の課題と取組

## 6. 参考資料

### 城陽市農業振興協議会条例（抜粋）

#### （設置）

第1条 農用地利用の集積、農用地の確保、農業基盤の整備、中核的担い手の確保及び後継者の育成、農業特産物の振興、水田営農活性化対策等農業の総合的な振興に関することについて協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき城陽市農業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に答申又は建議する。

##### (1) 市長が諮問する事項

- ア 農業振興地域整備計画の策定及び変更並びにその事業の実施に関すること。
- イ 農用地利用増進事業の実施及び方策に関すること。
- ウ 農村地域農政総合推進事業に関すること。
- エ 農業の担い手の育成・確保に関すること。
- オ 農業特産物の奨励及び育成に関すること。
- カ 水田営農活性化対策に関すること。
- キ その他市長が特に必要と認める事項

##### (2) 協議会において必要と認める事項

#### （組織）

第3条 協議会は、25人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 農地利用最適化推進委員
- (3) 農業協同組合の役員その他農業経営者
- (4) 土地改良区の代表者
- (5) 学識経験又は知識経験を有する者
- (6) 広域振興局の職員
- (7) 市長が特に必要と認める者

3 協議会に必要があるときは、部会を置くことができる。